

スウェーデン王国

国の概要 (外務省 HP より)	面積 450,000 km ²			
	人口 約 1,022 万人 (2018 年 11 月, スウェーデン統計庁)			
	首都 ストックホルム			
教育行政組織				
<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>政策立案を担当する教育省の他に、執行機関として学校教育庁, 学校監査庁, 特別教育庁, サーマ学校監督庁など</td> </tr> <tr> <td>地方</td> <td>国の出先機関としてのレーン (21), 広域自治体のランスティング (20) と基礎自治体のコミューン (290)</td> </tr> </table>	国	政策立案を担当する教育省の他に、執行機関として学校教育庁, 学校監査庁, 特別教育庁, サーマ学校監督庁など	地方	国の出先機関としてのレーン (21), 広域自治体のランスティング (20) と基礎自治体のコミューン (290)
国	政策立案を担当する教育省の他に、執行機関として学校教育庁, 学校監査庁, 特別教育庁, サーマ学校監督庁など			
地方	国の出先機関としてのレーン (21), 広域自治体のランスティング (20) と基礎自治体のコミューン (290)			
教育課程基準	ナショナル・カリキュラムとコースプラン, タイムプランが策定されている。			
教科書制度				
教科書の定義	法的な定義はない。教育法では「生徒は最新の教育に必要な本とその他の教材へのアクセスを無償で得る」と定められ, 校長に提供の義務がある。			
発行主体	民間の発行者 (出版社, 労働組合等) が自由に発行できる。教材出版社団体には 18 社が加盟。			
国定, 検定, 認定などの制度	自由発行制で, 検定・認定・審査制度はない。			
採択・選定などの制度	学校が選定・採択する。校長の権限の下で主に教員が選定している。			
使用義務の有無	校長は教科書・教材を提供する義務はあるが, 厳密な法解釈では教師に使用義務は認められない。			
有償・無償	無償			
給与・貸与	貸与が多いが, 希望に応じて購入も可能。			
教科書の特徴	個別化, デジタル化への対応が充実している。			
デジタル教科書の状況	中央政府が学校のデジタル化を優先事項としており, 投資が進んでいる。教科書出版各社はデジタル教科書・教材を販売している。個人情報保護 (特に GDPR (General Data Protection Regulation, Regulation (EU) 2016/679)) への対応が喫緊の課題。			